

学校法人松山大学受託研究取扱規程

2007(平成19)年3月6日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人松山大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において受託研究とは、本学の各学部及び総合研究所等（以下「学部等」という。）並びに本学の専任かつ常勤の教員が、国の機関若しくは地方公共団体又は民間企業等から委託を受けて行う研究、調査等で、これに要する経費を研究、調査等を委託しようとする者（以下「委託者」という。）が負担するものをいう。

2 この規程において「受託研究担当者」とは、本学の教員であって当該受託研究を主として担当する者をいう。

3 この規程において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国におけるこれらに相当する権利
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国におけるこれらに相当する権利
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国におけるこれらに相当する権利
- (4) (1)、(2)及び(3)に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値があるもののうちから本学と委託者が協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

(受入れの基準)

第3条 受託研究は、当該研究が本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 理事長及び委託者は、受託研究に関する契約（以下「受託研究契約」という。）を締結するものとする。
- (2) 受託研究の契約期間は、原則として3か月以上で5年を超えないものとする。
- (3) 受託研究に要する経費（以下「受託研究経費」という。）は、当該研究の契約締結後、速やかに納付させるものとする。ただし、複数年度契約に係る2年目以降の分割納付額については、当該契約書で定めた額を納入時期までに納付させるものとする。
- (4) 受託研究により取得した動産・不動産及び受託研究により生じた知的財産権は、特段の定めがない限り本学に帰属するものとする。
- (5) 前号の知的財産権については、委託者にこれを無償で使用させ、又は譲与することはできない。
- (6) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。ただし、委託者から中止の申出があった場合には、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (7) 天災その他やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はこの期間を延長する場合においても、本学はその責を負わない。この場合、委託者にその事由を書面により通知するものとする。
- (8) 受託研究を完了し、又は中止し、若しくはその期間を変更した場合において、受託研究経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があった場合には返還するものとする。ただし、委託者からの申出により中止する場合には、原則として受託研究経費は返還しない。

2 必要があると認められた場合においては、前項に定める条件のほか、当該必要と認める条件を付加するものとする。

（受託研究の申込み）

第5条 本学に研究を委託しようとする者は、所定の受託研究申込書（様式第1号）、研究経費算定内訳書（様式第2号）を、研究、調査等を委託しようとする学部等の長を経て理事長に提出しなければならない。

（受入れの経費）

第6条 受託研究経費は、旅費交通費、消耗品費、研究支援者等の人件費、機器備品費等の物件費など受託研究の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）及び、受託研究の遂行に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

2 間接経費は、受託研究経費の10%に相当する額を標準とする。ただし、競争的資金（資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。）による研究費で委託者側の事情により10%に相当する額と異なる額となる場合には、委託者と合意した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、理事長がやむを得ないと認めるときは、直接経費のみとすることができる。

(1) 委託者が国（国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。）、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であって、当該事業において間接経費を措置することができない場合

(2) 競争的資金のうち、当該研究資金にかかる間接経費が措置されていない場合
(受入れの決定)

第7条 前条の受託研究申請が第3条の基準に適合すると認められるときは、理事長は、当該研究を委託される学部等（本学専任教員個人に委託される場合は、当該教員が所属する学部）の審議機関の議を経て受入れを決定するものとする。

第8条 学部等の長は、前条の受入れを決定しようとする場合において、次の各号に掲げるものについては、あらかじめ理事長に協議するものとする。

(1) 受託研究の受入れに伴い、施設の整備等特段の措置を講ずる必要があると認められる場合

(2) 間接経費を受託研究経費の10%に相当する額と異なる額とする必要がある場合

(3) 競争的資金による研究経費のうち、当該研究経費に係る間接経費が措置されていない場合

(4) 当該受託研究が国際機関若しくは国際的に組織された団体又は外国の政府、外国の団体若しくは外国人から委託されるものである場合

(契約の締結)

第9条 理事長は、受託研究の受入れを決定したときは、委託者と契約を締結し、学部等の長にその旨を通知するものとする。

(経費の支出)

第10条 受託研究担当者には、直接経費に相当する額の範囲内で研究に必要な経費を支出する。

ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、直接経費に相当する額を超えて支出することができる。

2 前項の経費支出の方法については、別に定める。

3 受託研究経費の出納については、学校法人会計において処理する。

(研究の中止又は期間の延長)

第11条 受託研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、速やかに学部等の長を経て理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告を受けた場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該研究の中止又はその期間の延長を決定するものとする。

3 理事長は、前項において当該研究の中止又はその期間の延長を決定したことにより受託研究契約に変更が生じたときは、契約変更の手続きを行い、学部等の長にその旨を通知するものとする。

(秘密の保持)

第12条 理事長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨を定めることができる。

(研究の進行状況の報告)

第13条 受託研究担当者は、複数年度にわたる受託研究を実施したときは、各年度ごとに当該研究の進行状況を、学部等の長に報告するものとする。

2 学部等の長は、前項の規定による報告を受けたときは、受託研究（完了・進行状況）報告書（様式第3号）、研究経費収支内訳書（様式第4号）により、理事長に報告するものとする。

3 学部等の長は、研究期間中、受託研究の進行状況について、必要に応じて委託者と協議の上、報告会を開催するものとする。

(発明の届出)

第14条 受託研究担当者は、当該研究の結果又はその過程で発明を行った場合は、学部等の長を経由して、速やかに理事長に届け出なければならない。

(特許権等の実施)

第15条 理事長は、受託研究の結果又はその過程で生じた発明につき、本学が取得した特許を受ける権利、又はこれに基づき取得した特許権（以下「特許権等」という。）を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において独占的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができるものとする。

2 前項の場合において、委託者又は委託者の指定する者が当該特許権等を独占的实施の期間中、一定期間（理事長と委託者が協議して定めた期間）を超えて、正当な理由なく実施しないときは、理事長は、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、委託者又は委託者の指定する者の意見を聴取の上、当該特許権等の実施を許諾することができる。

3 前2項により、当該特許権等の実施を許諾したときは、別に定める実施料を徴収するものとする。

(実用新案権の取扱い)

第16条 受託研究の結果又はその過程で生じた実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、前条の規定を準用するものとする。

(受託研究の完了)

第17条 受託研究を完了したときは、研究担当者は速やかに受託研究（完了・進行状況）報告書（様式第3号）、研究経費収支内訳書（様式第4号）により研究成果を学部長等を経て理事長に報告するとともに、委託者に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第18条 受託研究による研究成果は、原則として公表するものとする。

2 学部等の長は、前項の研究成果の公表の時期及び方法について、必要な場合には、特許権等

の取得の妨げにならない範囲において、委託者と協議の上、定めるものとする。

(その他の事項)

第19条 この規程に定めるもののほか、受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

(所管)

第20条 この規程に関する事務は、図書館事務部総合研究所事務課が行う。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、総合研究所運営委員会及び教学会議の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2007(平成19)年3月6日から施行する。

附 則 (2014(平成26)年1月28日)

この規程は、2014(平成26)年4月1日から施行する。

附 則 (2025(令和7)年3月28日)

この規程は、2025(令和7)年4月1日から施行する。